

## 鮫川村キャラクター「ゆうきくん」使用取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、鮫川村キャラクター「ゆうきくん」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

(承認申請)

第2条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ鮫川村キャラクター「ゆうきくん」使用承認申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 村又は村の外郭団体が使用するとき。
- (2) 村内の学校等が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 個人が村の観光をPRする目的で使用するとき。
- (5) その他、村長がキャラクターの使用について適当と認めるとき。

(使用の範囲)

第3条 村長は、前条の規定による使用承認の申請があった場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは使用を承認するものとする。

- (1) 村の持つイメージを広く周知するに寄与すると認められるものに使用するとき。
  - (2) 出版物等で、親しみやすい行政サービスの提供を行うため、村のイメージアップが図られる内容で掲載するとき。
  - (3) その他、村長が村のPRに寄与すると認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。
- (1) 村の品位を傷つけ、又はキャラクターの正しい理解の妨げになるとき。
  - (2) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しないとき。
  - (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
  - (4) 特定の個人、企業、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
  - (5) その他、村長がキャラクターの使用について不適當と認めるとき。
- 3 第1項の承認は、鮫川村キャラクター「ゆうきくん」使用(変更)承認通知書(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は無料とする。

(使用の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用するにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 色、形式等を正しく使用すること。ただし、村長が認めた場合はこの限りでない。
- (3) 裏返し、又は規格外の展開など応用使用はしないこと。ただし、村長が認めた場合はこの限りでない。

- (4) 使用にあたっては、原則として、キャラクター名を明示するとともに、「福島県鮫川村」の名称を標記すること。ただし、村長が認めた場合はこの限りでない。
- (5) 当該使用に係る完成見本を村長に提出すること。ただし、提出困難なものについては、その写真をもって代えることができるものとする。
- 2 キャラクターが掲載された商品（パッケージを含む）又は印刷物を発行した者は、村の推奨を表すものでない旨をホームページ等に記載するものとする。
- 3 キャラクターを使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

(申請内容の変更)

第6条 使用承認を受けた者が、申請書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ鮫川村キャラクター「ゆうきくん」使用承認変更申請書（様式第3号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請内容の変更については第3条の規定を準用する。

(承認の取消し)

第7条 村長は、キャラクターの使用がこの要項又は承認内容に反して使用されたときは、当該承認を取消することができる。

- 2 前項の規定により承認を取消された者は、承認取消しの連絡があった日以降、当該許可に係る物件の使用、配付、掲示及び販売をしてはならない。

(責任の制限)

第8条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、村はその責めを負わない。

- 2 キャラクターの使用承認を受けた者がキャラクター使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、村は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、キャラクターの使用の取扱いについて必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年10月1日から施行する。